	1	1
現行	改訂	摘要
令 和 2 年 度 版	令和3年度版	年度の更新。
空港工事仕様書	空港工事仕様書	
国土交通省 北海道開発局	国土交通省 北海道開発局	

現 行	改訂	摘要
空港工事仕様書	空港工事仕様書	
総目次	総目次	総目次ページの更新。 航空局「空港土木工 共通仕様書」との整 合。
第1編 共 通 編 (道路・河川工事仕様書による)	第1編 共 通 編 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 1	い。 ※令和2年度までは、 第1・2編を北開局 「道路・河川工事仕村
第2編 材 料 縄 (道路・河川工事仕様書による)	第2編 材 料 編 ・・・・・・・・・・・・・ 1-82	書」として運用していたが、令和3年度より
第3編 土木工事共通編(道路・河川工事仕様書による)	第3編 土木工事共通編 (道路・河川工事仕様書による)	航空局「空港土木工 共通仕様書」と整合
第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)	第4編 港湾工事共通編 (港湾・漁港工事仕様書による)	ることとした。(変) 箇所は本新旧対比表
第5編 空港土木工事共通編 ・・・・・・・・・・・ 1-1	第5編 空港土木工事共通編 ・・・・・・・・・・ 1- 113	3~6ページを参照)
第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)	第6編 河 川 編 (道路・河川工事仕様書による)	
第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)	第7編 河川海岸編 (道路・河川工事仕様書による)	
第8編 砂 防 縄 (道路・河川工事仕様書による)	第8編 砂 防 編 (道路・河川工事仕様書による)	
第9編 ダ ム 縄 (道路・河川工事仕様書による)	第9編 ダ ム 編 (道路・河川工事仕様書による)	
第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)	第10編 道 路 編 (道路・河川工事仕様書による)	
第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)	第11編 港 湾 編 (港湾・漁港工事仕様書による)	
第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)	第12編 港湾海岸編 (港湾・漁港工事仕様書による)	
第13編 空港 編 ・・・・・・・・・・・・ 1— 36	第13編 空 港 編 ・・・・・・・・・・・・ 1- 148	
空港土木工事施工管理基準及び規格値 ・・・・・・・・・ 2- 1	空港土木工事施工管理基準及び規格値 ・・・・・・・・・ 2- 1	

第1編 共通編

第1章 総則 1-1-1-42 臨機の措置

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の 規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に 加入しなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

1-1-1-42 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に 通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、 暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物 の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注 者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第1編 共通編

第1章 総則 1-1-1-42 臨機の措置

3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の 規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に 加入しなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

1-1-1-42 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、<mark>緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で</mark>臨機の措置をとらなければならない。また、 受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に**通知**しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、 暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物 の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注 者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

改訂 P1-35

航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合 (臨機の措置における 事前の意見確認につい て)。

現 行 改 訂 摘 要 第2編 材料編 第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 6.海外の建設資材の品質証明 第1章 一般事項 第2節 6.海外の建設資材の品質証明 なければならない。 なければならない。 6. 海外の建設資材の品質証明 6. 海外の建設資材の品質証明 改訂 P1-83 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用 航空局「空港土木工事 いる場合は、外国産建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する外国産建設資材 いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質 共通仕様書」との整合 品質審査証明書(以下「外国産建設資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建 審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出 (外国産建設資材品質 設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは しなければならない。 審査証明の追加)。 日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、外国産建設資材 質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 品質審査証明書あるいは海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料 とすることができる。

現 行 改 訂 摘 要 第2編 材料編 第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-1 2.骨材の貯蔵 第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-1 2.骨材の貯蔵 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンク JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンク リート用骨材) リート用骨材) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材一第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) JIS A 5021 (コンクリート用再牛骨材H) 改訂 P1-86 2. 骨材の貯蔵 2. 骨材の貯蔵 航空局「空港土木工事 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。 受注者は、骨材をJIS規格に定める区分別に貯蔵しなければならない。 共诵什様書」との整合 3. 有害物の混入防止 3. 有害物の混入防止 (骨材の貯蔵につい 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 て)。 4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 4. 粒度調整路盤材等の貯蔵 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、 できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしな できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしな ければならない。 ければならない。 5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯 蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 6. 石粉、石灰等の貯蔵 6. 石粉、石灰等の貯蔵 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、 防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。 防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。 7. 海砂使用の場合の注意 7. 海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因 して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. 海砂の塩分の許容限度 8. 海砂の塩分の許容限度 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、 受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、 シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容 シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容 限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNACIに換算して0.03%以下としなければ 限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNACIに換算して0.03%以下としなければ ならない。 ならない。

現行 改訂

第2編 材料編

第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-2 1.細骨材及び粗骨材の粒度

表2-2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90~100
2.5	80~100
1.2	50~90
0.6	25~65
0.3	10~35
0.15	2~10 [注1]

- [注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2~15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。
- [注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えないのが望ましい。
- [注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2. 5	100
1. 2	90~100
0. 6	60~80
0.3	20~50
0. 15	5~30

表2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

第2編 材料編

第2章 土木工事材料 第3節 2-2-3-2 1.細骨材及び粗骨材の粒度

表2-2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90~100
2. 5	80~100
1. 2	50 ~ 90
0.6	25 ~ 65
0.3	10~35
0.15	2~10 [注1]

- [注1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2~1 5%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm通過分の大半 が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。
- [注2] 連続した2つのふるいの間の量は45%を超えてはならない。
- [注3] 空気量が3%以上で単位セメント量が250kg/m³以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に0.3mmふるい及び0.15mmふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ5及び0に減らしてよい。

(2) プレパックドコンクリート

	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
	2. 5	100
Ī	1. 2	90~100
ĺ	0. 6	60~80
Ī	0. 3	20~50
ĺ	0. 15	5~30

表2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、 プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

改訂 P1-87

航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合 (プレパックドコンク リート【無筋・鉄筋コンクリート及び舗装コンクリート】の細骨材 の粒度範囲につい て)。

摘 要

空港土木工事施工管理基準及び規格値

空港土木工事施工管理基準及び規格値

この土木工事施工管理基準 (以下、「管理基準」という。) は、空港工事仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の 出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は、基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 横成

	──
施 工 管 理———	出来形管:
(工事写真を含む)	品質管理

4. 管理の実施

- (1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2)施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速 やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理の もとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなけれ ばならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。 (「付表 6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)

(3) 品質管理

空港土木工事施工管理基準及び規格値

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、空港工事仕様書第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 6

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の 出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、又は、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 横成

施工管理 出来形管理 (工事写真を含む) 品質管理

4. 管理の実施

- (1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速 やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理の もとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなけれ ばならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を 行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容に ついては、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする (「付表6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)

(3) 品質管理

改訂 P2-3

北開局「道路・河川工 事仕様書」との整合。
 現行
 改訂
 摘要

 空港土木工事施工管理基準及び規格値
 空港土木工事施工管理基準及び規格値

クリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理 基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2)情報化施工

10,000m3以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4)施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

クリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理 基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(2)情報化施工

10,000m3以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。

また、舗装工(基本施設舗装の表層・基層を除く)において、3次元データを用いた出来 形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗 装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

(5)施工状況検査について

受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、施工状況検査を受けなければならない。

施工状況検査とは、契約書第9条の「工事の施工状況の検査」をいい、設計図書の規定に

従い、現場代理人又は現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、

監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。

なお、受注者が「段階確認」を受けた項目については、監督職員と協議の上、省略することができる。

改訂 P2-5

(2)情報化施工 ※航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合。

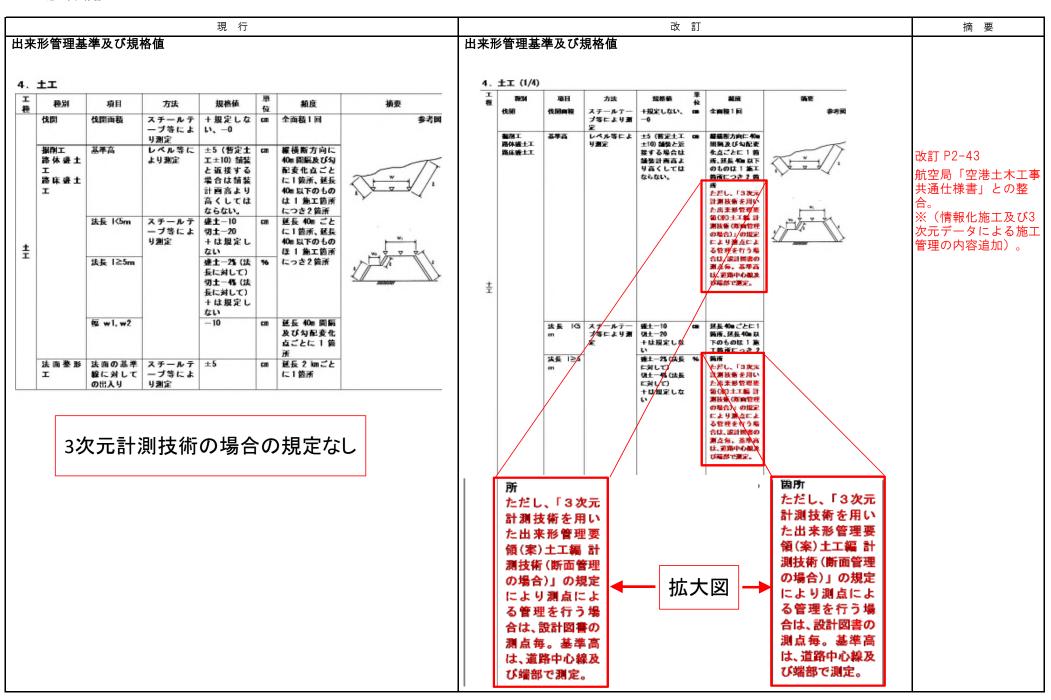
改訂 P2-5

(3)3次元データによる出来形管理 ※航空局「空港土木工事 共通仕様書」との整合。

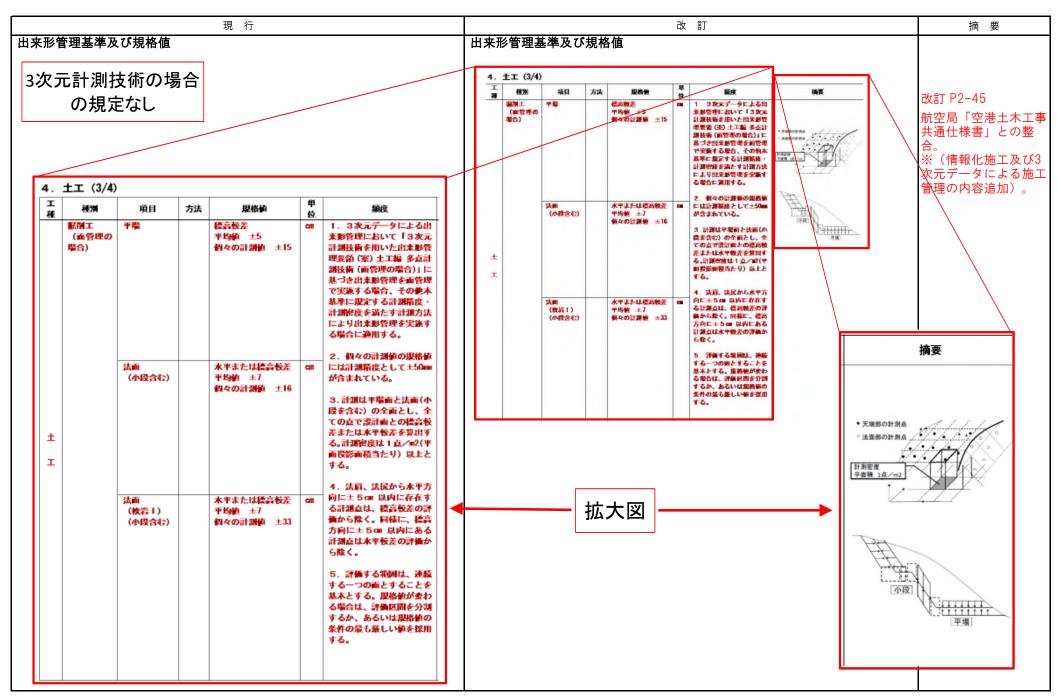
改訂 P2-5、2-6

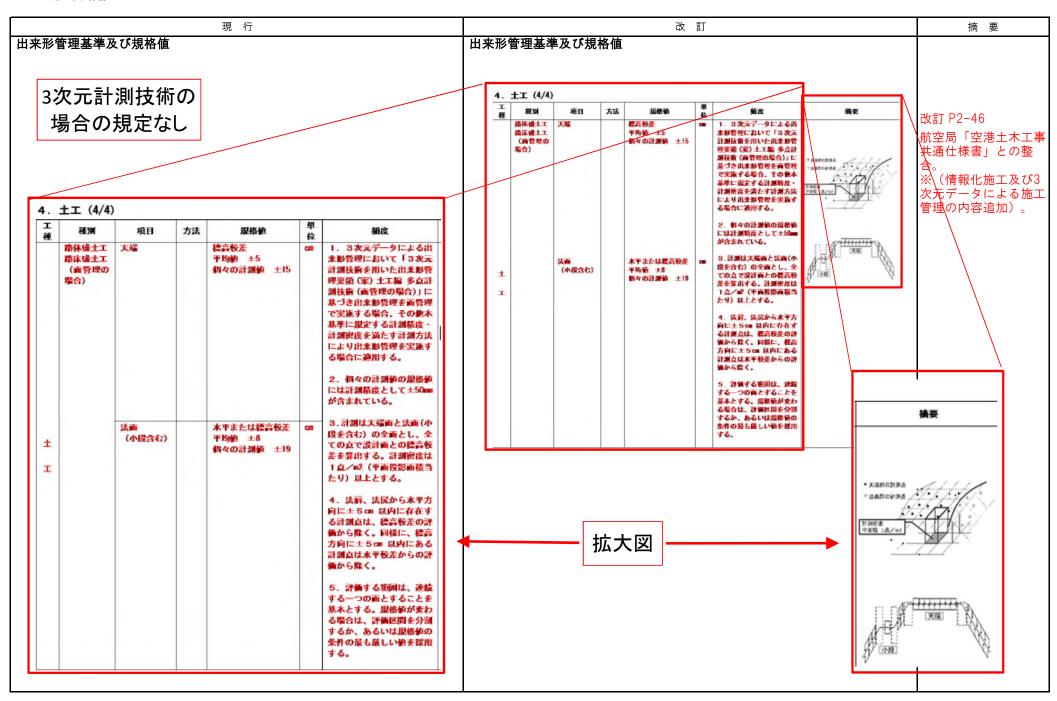
(5) 施工規定の 施工状況検査に 、 (5) 施工規定の 、 (5) 施工規定の 、 (5) 施工規定の 、 (5) 施工規定の 、 (5) が開えての 、 (5) が開えての 、 (5) が開えての 、 (6) が開えてい で (7) が (7) が (8) が (8

現 行 改 訂 摘要 品質管理基準及び規格値 品質管理基準及び規格値 8. 小型水路工 8. 小型水路工 種別 試験(測定)項目 試験(測定)方法 試験(測定)頻度 規格値 摘要 種別 試験(測定)項目 試験(測定)方法 試験(測定)頻度 規格値 摘要 施工別 別 改訂 P2-17 骨材のふるい分け JIS A 1102、1204 当初及び材料が異 設計図書の規定に 試験成 基礎材 骨材のふるい分け JIS A 1102, 1204 当初及び材料が異 設計図書の規定 試験成績表を 基礎材 材料 なるごとに 1回 試験 なるごとに1回 よる 績表を 土の粒度試験 土の粒度試験 提出 航空局「空港土木工事 当初及び材料が異 試験成績表を JIS A 1203 当初及び材料が異 土の含水比試験 土の含水比試験 JIS A 1203 試験成 なるごとに1回 提出 共通仕様書」との整 なるごとに1回 コンクリー 施工 2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 提出 合。 コンクリ 施工 2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する 2. 「無筋、鉄筋コンクリート」を適用する JIS 6 3101, 3131, JIS 6 3101 、 試験成績表を 搬入時 细材 材料 3141 JIS A 5513 3131、 3141 提出 鋼材 JIS G 3101, 3131, 3141 績表を JIS B 1180, 1181 JIS A 5513 JIS A 5513 JIS A 5513 提出 1186、1256 JIS B 1180, 1181 JIS B 1180, 1181 JIS B 1180, 1181 1186, 1256 JIS A 5371、 試験成績表を コンクリー 材料 JIS A 5371, 5372, 搬入時 1186、1256 1186、1256 5364, 5361, 5365, 5372, JIS A 5371, 5372, 搬入時 JIS A 5371, 5372, 試験成 ト製品 コンクリ 材料 5364,5361,5365, 一ト製品 5364, 5361, 5365, 5364, 5361, 5365, 績表を 5373 5373 塩化ビニル 材料 JIS K 6741 搬入時 JIS K 6741 試験成績表を JIS K 6741 塩化ビニ 材料 搬入時 JIS K 6741 試験成 JIS A 5350 管強化プラ JIS A 5350 JIS A 5350 JIS A 5350 績表を ル管 スチック複 強化プラ JIS K 6780 JIS K 6780 提出 スチック 空港工事仕様書 試験成績表を 第5編1-9-2「材 提出 フィルター 材料 材料 骨材のふるい分け JIS A 1102 採取地ごとに 1回 複合管 料」7~11 項を適 耐圧ポリ エチレン 監督職員の承諾する 搬入時 設計図書に規定 試験成績表を 継目材 材料 フィルタ 骨材のふるい分け JIS A 1102 採取地ごとに1回 空港工事仕様書第5 試験成 一材料 編 1-9-2 「材料」7~ 績表を 11 項を適用 提出 監督職員の承諾する 搬入時 継目材 材料 設計図書に規定 試験成 績表を 提出



				現行								改	订		摘要
来	肜管理基	準及び規権	各値					出来	形管理基	基準及び規	格値				
4. I	±エ				車			4.	±I (2/4)				車		
桎	種別	項目	方法	規格値	位	類度	摘要	輜	一	項目 幅 wl, w2	方法スチールテ	規格値 ─10	位	類点 摘要	
	伐闘	伐開面積	スチールテ ープ等によ り測定	+規定しな い、−0	СП	全面積1回	参考図		路体盛土工	W W., W.	ープ等によ り測定		-	及び勾配変化 占ごとに1箇	改訂 P2-44
	振削工 路体 選 土 工 路 床 選 土 工	基準高	レベル等に より測定	±5 (暫定主 エ±10) 舗装 と近接舗舗を 場合高して 高らない。	сп	縦横断扇及び与 40m扇及び与 配変化点、延を に1筋形、もの は1筋工を につき2箇所	N. W. W.							ただし、「3次 元計選技術を 用いた自ま数 管理委領(第) 土工編計選校 係(側面管理の 場合)」の規定	航空局「空港土木 共通仕様書」との 合。 ※(情報化施工及 次元データによる
		法長 1/5m	スチールテ ープ等によ リ測定	<u>盛</u> ±−10 切±−20 +は規定し	cm	延長 40m ごと に1箇所、延長 40m以下のもの	w							により舞点に よる音速を行 う場合は、溶計 脚窓の舞点格。	管理の内容追加)
±		法長 I≥5m		ない <u>盛土-25</u> (法 長に対して) 切土-65(法 長に対して) +は規定し	96	ほ 1 施工箇所 にっき 2 箇所		± I	法面整形工	法面の基準線	スチールテ	+5	cn	基準の設定。 基準で設定。 延長2 Maごと	
		幅 w1, w2		ない -10	СП	延長 40m 間隔 及び勾配変化 点ごとに 1 筒				に対しての出入り				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	法面整形工	法面の基準 線に対して の出入り	スチールテ ープ等によ リ測定	±5	СП	所 延長 2 kmごと に1箇所	<u> </u>								
	3	3次元言	十測技行	析の場	合	の規定	なし							所 ただし、「3次 元計測技術を 用いた出来形 管理要領(案) 土工編 計測技 術(断面管理の 提供の	
											1	広大図		場合)」の規定 により測点に よる管理を行 う場合は、設計 図書の測点毎。 基準高は、道路	
														中心線及び端部で測定。	





				現行								改 訂				摘要								
が管理基準及び規格値					出来	出来形管理基準及び規格値																		
16.	コンクリ	一ト舗装工	(1/2)																					
五種	種別	項目	方法	規格値	単位	頻度 摘要		16.	コンクリー	-ト舗装工	(2/4)					_,								
	路床工	基準高 (路床 仕上げ高)	レベル等により 測定	+3、-5 舗装と 近接する場合は 舗装計画高より 高くしてはなら ない	cm	縦断方向に 40m間隔及 び勾配変化点、また横 断方向は中心、両端及 びその中間点並びにシ ョルダー螺の計7点		種	種別 下層路盤 (面管理の 場合)	基準高	方法	規格値 個々の測定値(X)が 中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が	単 位 cm	類度 1.3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用	摘要 工事規模の 考え方 中規模とは、	改訂 P2-58 航空局「空港土木 共通仕様書」との								
		幅 スチールテーブ、 + 規定しない、- cm 延長 40m間隔及び勾配 光波測距儀等に 5 変化点ごとに 1 箇所				小規模以下 ±9 測定値の平均(中規		いた出来形管理要領 (案)舗装工事編 多点	1 層あたりの 施 工 面 積 が	合。														
		延長	より測定	+規定しない、-	cm	東北流にとれて						模以上) +4, -1.5 測定値の平均(小規		計測技術 (面管理の場 合)」に基づき出来形管	2,000 ㎡以上 とする。	※(情報化施工及								
L+	しゃ断層	厚さ	レベル等により	0 +規定しない、-	cm	2,000 ㎡に 1 箇所測定						模以下) +5, −1.5		理を面管理で実施する	小規模と	次元データによる								
		幅	測定 スチールテープ、	2 土規定しない。-	cm	延長 40m間隔及び勾配				厚さあるい		個々の測定値(X)が	cm	場合、その他本基準に規定する計測精度・計	は、表層及び 基層の加熱	管理の内容追加)								
			光波測距儀等に	5		変化点ごとに1箇所				は標高較差		中規模以上 ±9 個々の測定値(X)が		測密度を満たす計測方 法により出来形管理を	アスファル ト混合物の									
凍.		延長	より測定	+規定しない、- 0	cm							小規模以下 ±9		実施する場合に適用す	総使用量が									
	凍 上 抑 制	厚さ	レベル等により	+規定しない、- 2	cm	2,000 ㎡に 1 箇所測定						測定値の平均(中規 模以上) +4,-1.5 測定値の平均(小規		る 。	500 t 未満あ るいは施工									
	/=	幅	スチールテープ、	+規定しない、-	cm	延長 40m間隔及び勾配								2. 個々の計測値の規	面積が 2,000									
		延長	光波測距儀等に より測定	5 +規定しない、-	cm	変化点ごとに1箇所						模以下) +5, -1.5		格値には計測精度として±10mmが含まれてい	m [*] 未満。									
	下層路盤	厚さ	レベル等により	0 +規定しない、-		2,000 ㎡に 1 箇所測定								る。 3. 計測は計測幅員の 内側全面とし、全ての										
コンクリー		幅	測定 スチールテープ、	2 +規定しない、-	cm	延長 40m間隔及び勾配		_																
		延長			cm	変化点ごとに1箇所		コンクリ						点で標高値を算出する。計測密度は1点/										
-				0		Í						m2 (平面投影面積当た												
Î		基準高 (上層 路盤仕上げ 高)	レベル等により 測定	+1.5, -1.5	cm	延長 40m間隔及び勾配 変化点ごとに1箇所		- ト舗装工	上		上編	一人舗	ト 舗									り) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標		
	2.17417	厚さ		+規定しない、- 1.5	cm	2,000 ㎡に 1 箇所測定	至	ı					高値と当該層の標高値											
		幅	スチールテープ、	+規定しない、-	cm	延長 40m間隔及び勾配											の差で算出する。							
		延長	光波測距儀等に より測定	2 +規定しない、-	cm	変化点ごとに1箇所														5. 厚さを標高較差と して評価する場合は、				
L	セメント	厚さ		0		2,000 ㎡に1箇所								直下層の目標高さ+設										
	セメント 安定処理	序で	掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定		cm	2,000 m1c 1 图/y										計厚さから求まる高さ との差とする。この場 合、基準高の評価は省								
		幅	スチールテープ、		cm	延長 40m間隔及び勾配			上層路盤	基準高(上	レベル等に	+1.5, -1.5	cm	略する。 延長 40m間隔及び勾配										
		延長	光波測距儀等に より測定	2 +規定しない、-	cm	変化点ごとに1箇所			(粒度調	層路盤仕上		. 11.00		変化点ごとに1箇所										
-	777.			0		A 000 -21- 1 st 55			整材料)	げ高)	1													
	アスファ ルト安定 処理		コアー採取により、ノギス等で測 定													厚さ		+規定しない、 -1.5	cm	2,000 ㎡に 1 箇所測定				
		幅	スチールテープ、 光波測距儀等に		cm	延長 40m間隔及び勾配 変化点ごとに 1 箇所				幅	スチールテープ、光波測		cm	延長 40m間隔及び勾配変化点ごとに1箇所										
		延長	より測定	+規定しない、- 0	cm					延長	距儀等によ	- +規定しない、												
				U						進技	り測定	+規定しない、 -0	cm											

現行			改言	T		摘要
出来形管理基準及び規格値	出来形管理基準					
		ト舗装工(3/4)	1	34		改訂 P2-59
3次元計測技術の場合の規定なし	(粒 度 調 整)	項目 方法 厚さめは 表 報差	規格値 個々の測定値(中規 模以上) -5.5 個々の測定値(小規 模以下) -6.6 測定値の平均 -0.8	る出来形管理において	考え方 中規 棲と は、「簡生の面積がというのが 以上技様というのが 以上技様というのが 以上技様とないするは、表層のカットが を開始が 2.0 するは、表層のカットが を開始が 5.00 t 未は 施のので いはが 2.0 の が 5.0 の は 本は 施のの が 5.0 の は が 5.0 の が 5.0 の は が 5.0 の は が 5.0 の が 5.0 の は が 5.0 の は が 5.0 の が 5.0 の が 5.0 の は が 5.0 の が 5.0 の は か 5.0 の は	成司 F2-09 航空局「空港土木工 共通仕様書」との事 合。 ※(情報化施工及び 次元データに出)。
	安定処理	厚さ 掘り起こし、又は コア採取による ノギスなどによ る測定 幅 スチールテープ、 光波測距儀等に	-1.5 +規定しない、	cm 2,000 mlに 1 箇所 cm 延長 40m間隔及び勾配 変化点ごとに 1 箇所		
		より測定 延長	+規定しない、 -0	cm		
	アスファ ルト安定 処理	厚さ コアー採取によ り、ノギス等で測 定	+規定しない、	cm 4,000 ㎡に1箇所		
		幅 スチールテープ、 光波測距儀等に	+規定しない、 -2	cm 延長 40m間隔及び勾配 変化点ごとに 1 箇所		
		延長より測定	+規定しない、 -0	cm		

現 行 改 訂 摘 要 出来形管理基準及び規格値 出来形管理基準及び規格値 17. アスファルト舗装工 17. アスファルト舗装工 (1/2) 方法 単位 改訂 P2-61 路床、しゃ 16. 「コンクリート舗装工」を適用する 16. 「コンクリート舗装工」を適用する 規格値 頻度 種別 項目 摘要 法 位 断層、凍上 路床、しゃ 16. 「コンクリート舗装工」を適用す 16.「コンクリート舗装工」を適用する、ただし面 航空局「空港土木工事 層路盤、上 断層、凍上る、ただし面管理の場合は以下によ 管理の場合は以下による 層路盤(粒 共通仕様書」との整 抑制層,下 度調整工 層路盤、上 合。 セメント 層路盤(粒 安定処理 度調整工 ※(情報化施工及び3 路盤、アス セメント ファルト 次元データによる施工 安定処理 安定処理 管理の内容追加)。 路盤、アス 路盤) 基層 厚さ 抜取コアを採取 +規定しない、 cm 4,000 ㎡ごとに 1 箇 ファルト し、ノギス等で測 安定処理 -0.4所以上 路盤) 幅 スチールテープ、 +規定しない、 cm 40mごとに1箇所 下層路盤 基準高▽ 個々の測定値(X)が 1. 3次元データによる出 工事規模の考え方 光波測距儀等に 中規模以上 ±9 来形管理において「3次元 中規模以上の工事 より測定 +規定しない、 (面管理 個々の測定値(X)が 計測技術を用いた出来形管 とは、管理図等を描 の場合) 小規模以下 +9 理要領(案)舗装工事編 多 いた上での管理が 表層 厚さ 抜取コアを採取 +規定しない、 cm 4,000 ㎡ごとに 1 箇 測定値の平均(中規 点計測技術(面管理の場 可能な工事をいい. し、ノギス等で測 -0.3所以上 模以上) +4. -1.5 合) ルに基づき出来形管理を 舗装施工面積が アルト舗装工 スチールテープ、 +規定しない、 測定値の平均(小規 実施する場合、その他本基 10,000m2 以上ある cm 40mごとに1箇所 模以下) +5, -1.5 準に規定する計測精度・計 いは使用する基層 光波測距儀等に スファ より測定 測密度を満たす計測方法に 及び表層用混合物 厚さある 個々の測定値(X) 平たん性 舗装試験法便覧 3mプロフィルメ cm 各レーンごとに 1 測 より出来形管理を実施する の総使用量が、 いは標高 による 一タにより測定 線、全延長を測定 ル 場合に適用する。 3.000 t 以上の場合 測定値の平均が中 する場合は、標準 較差 が該当する。 偏差 0.24 以内 規模以上 +4, -2. 個々の計測値の規格値 小規模工事とは、 直結式により測 には計測精度として±10mm 中規模以上の工事 地する場合は、標 測定値の平均が小 が含まれている。 より規模は小さい 準偏差 0.175 以 規模以下 +5, -ものの、管理結果を 1.5 3. 計測は設計幅員の内側 施工管理に反映で 延長 スチールテープ、 +規定しない、-全面とし、全ての点で標高 光波測距儀等に 0 きる規模の工事を 上層路盤 厚さある 個個々の測定値(X) 値を算出する。計測密度は いい、同一工種の施 より測定 いは標高 が中規模以上 管理図の測定結 1点/m2(平面投影面積当 勾配 レベル等により 航空法施行規則 % 完了後 工が数日連続する 側線、測点間隔は設 果を記入し提出 (粒度調 較差 測定 第 79 条で定める たり) 以上とする。 場合で、次のいずれ 個々の測定値(X)が 担定勾配 以内 + 計図書による かに該当するもの 0、一規定しない (面管理 小規模以下 - 6.3 4. 厚さは、直下層の標高 をいう。 プライム 散布量 スポンジマット 設計図書に規定 L/m 1日に1回3箇所 測定値の平均が中 の場合) 値と当該層の標高値との差 ①施工面積で による質量測定 規模以上 -0.8 で算出する。 2,000m2 以上 タックコ 測定値の平均が小 10,000m2 未満 規模以下 -1 5. 厚さを標高較差として ②使用する基層及 評価する場合は、直下層の び表層用混合物の 目標高さ+直下層の標高較 総使用量が 500t 以 差平均値+設計厚さから求 上 3,000t 未満 まる高さとの差とする。 3次元計測技術の場合の規定なし

現 行 改 訂 摘 要 写真管理基準 写真管理基準 写真管理基準 (案) 写直管理基準 (案) 改訂 P2-70 (適用範囲) 1. 総則 北開局「道路・河川工 1-1 適用範囲 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真(電子媒体 事仕様書」の「写真管 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理 によるものを含む)の撮影に適用する。 (デジタルカメラを使用した撮影~提出)に適用する。 理基準(案)」との整 (工事写真の分類) また、写真と映像を読み替えることも可とする。 合及び段落番号修正。 2. 工事写真は次のように分類する。 1-2 工事写真の分類 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む) 工事写直は以下のように分類する。 - 施工状況写真 着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む) - 安全管理写真 一 施工状況写真 工事写真 ---一 使用材料写直 - 安全管理写真 品質管理写真 工事写真 --┼── 使用材料写真 出来形管理写真 品質管理写真 - 災害写真 出来形管理写真 事故写真 災害写直 その他(公害、環境、補償、準備、仮設、安全施設等) 事故写真 その他(公害、環境、補償等) ①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及 ①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況 ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及 写真を撮影しなければならない。 び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等 の比較ができるように撮影しなければならない。 写真を撮影しなければならない。 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等 の比較ができるように撮影しなければならない。 (工事写真の撮影基準) 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 2. 撮影 (1)撮影頻度 2-1 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は別表-3に示すものとする。 工事写真の撮影頻度は別表-3に示すものとする。 (2)撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読で できるよう被写体とともに写しこむものとする。 きるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工 事 名 ① 工 事 名 2 工 種 等 ② 工 種 等 ③ 測点(位置) ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ④ 設計寸法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑤ 実 測 寸 法 ⑥ 略 図 北開局「道路・河川工 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付し 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報 事仕様書」との整合。 て整理する。 (写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影す

現行	改 訂	摘要
真管理基準	写真管理基準	
		改訂 P2-71
るものとする。		以前(2)
	また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影す	
(写真の省略)	るものとする。	
4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。		航空局「空港土木工
(1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理	通仕様書」との整合
撮影を省略するものとする。	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、 出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	北開局「道路・河川」
(2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわか	古木形官理与具の撮影頻度及の撮影力法は、予具官理基準のほか、同委領の規定による。 また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、	1=11131 3 1-2114 1 1 1 1
る写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとす	品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	仕様書」に合わせて
(3)監管職員が臨場して段階確認した固加は、出来が管理与具の撮影を省略するものとする。	田貝目柱子典の 本が残反及の 本が、子具目柱至中のはか、 子関の規定による。	番号の修正。
•	2-4 写真の省略	
(写真の色彩)	工事写真は以下の場合に省略する。	
5. 写真はカラーとする。	(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、	北開局「道路・河川」
	撮影を省略するものとする。	仕様書」との整合及で
(写真の大きさ)	(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわか	落番号の修正。
6.写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとするこ	る写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。	
とができる。	(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。 臨場時	
(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることがで	の状況写真は不要。	
きる。 (2)監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。	2-5 写真の編集等	
(と)血自物臭が治がするものは、その治からたべきでとする。	写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の	北開局「道路・河川
(工事写真帳の大きさ)	小黒板情報電子化について』(平成 29 年 1 月 30 日付け、国技建管第 10 号) に	仕様書」との整合及
7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。	基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。	落番号の修正。
		存曲うの修正。
(工事写真の提出部数及び形式)		
8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。	2-6 撮影の仕様	
(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。	写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。	
(2)原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)又は電子媒体とし、工 事完成図書の電子納品要領(案)の既定によるものとする。	(1) 写真はカラーとする。	
争元戌囚告の电丁納四女限(米)の以たによるものとする。	(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。(100 万画素程度~300 万	北開局「道路・河川」
(工事写真の整理方法)	画素程度=1,200×900 程度~2,000×1,500 程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。	仕様書」との整合及
9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。	(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能	落番号の修正。
(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内	な方法で撮影する。	
容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合	(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での	
はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリン	視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス	
トとともに提出する。	映像を撮影することができる。	
(2)工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを		
標準とする。	2-7 撮影の留意事項	
なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳 として貼付整理し提出する枚数を示したものである。	別表―3の適用について、以下の事項を留意するものとする。	
2000 日本の一般のでは、1000 日本の一般のである。 (3) 電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。	(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により	
(〇)電子外にくび近山で、画目40名の小路のの100名エチラス版の近山で目前できる。	追加、削減するものとする。	
(電子媒体に記録する工事写真)	(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、	
10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準	特に注意して撮影するものとする。 (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡	北開局「道路・河川」
(案)」によるものとする。	例図、構造図など)を参考図として作成する。	仕様書」との整合及る
	(4) 別表―3に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ定める	落番号の修正。
	(1) MA - I - INC. T I - I CONT. M. D. MARCO ASCENDING AND	
	•	

現行	改訂	摘要
写真管理基準	写真管理基準	
(留意事項等) 11. 別表—3の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督教員の指示により追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、世子才等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来部が分については、出来形寸法(上墨寸法念センが確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督報員の承諾を得で取り扱いを定めるものとする。 (6) 受注者は、撮影後、速やかに写真の適否を確認し、撮影されていないものは取り直しを行うものとする。また、再場最が不可能な場合、ただちに監督報員に受し、その処置について指示を受けなければならない。なお、この処置に要する費用は、受注者の負担とする。 (その他) 12. 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督教員の承諾した箇所をいう。 (2) 適宜提出とは、監督報員が指示した箇所を提出することをいう。 (3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう	ものとする。 3. 整理提出 別表―3の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に接出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 4. その他 フィルムカメラを使用した撮影~提出する場合は、別紙「写真管理基準(楽)」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	改 北事※フ管 ※仕は河管め定開(ル場定め紙と) P2-72

現 行 改 訂 摘 要 写真管理基準 写真管理基準 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 改訂 P2-123 (案)」 北開局「道路・河川工 「フィルムカメラを使用した場合の 1. 総 則 事仕様書」との整合。 ※デジタルカメラと 1-1 適用範囲 写真管理基準(案)」は規定なし この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(フ フィルムカメラの写真 ィルムカメラを使用した撮影~提出)に適用する。 管理基準を整理。 1-2 工事写真の分類 ※※「道路·河川工事 工事写真は次のように分類する。 仕様書(R3d版)」で 着手前及び完成写真 (既済部分写真等を含む) は、「R2d版の道路・ 施工状況写真 河川工事仕様書の写真 安全管理写真 管理基準を参考に~定 工事写真 --- 使用材料写真 めるものとする。」と 品質管理写真 定めている。しかし北 出来形管理写真 開局「空港工事仕様書 災害写真 (R2d版) 」ではフィ 事故写真 ルムカメラを使用した その他(公害、環境、補償等) 場合の写真管理基準を ①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。 定めていなかったた ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及 め、R3d改訂では、別 び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況 紙として整理すること 写真を撮影しなければならない。 とした。 ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等 の比較ができるように撮影しなければならない。 2. 撮影 2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の別紙—3に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものと する。 2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できる よう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工 事 名 ② 工 種 等 ③ 測点 (位置)

現 行 改 訂 摘 要 写真管理基準 写真管理基準 改訂 P2-124 北開局「道路・河川工事 仕様書」との整合。 ④ 設計 寸法 ※デジタルカメラとフィ ⑤ 実 測 寸 法 ルムカメラの写真管理基 準を整理。 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する ※※整理理由については また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影す 新旧対比表20ページの るものとする。 摘要を参照。 「フィルムカメラを使用した場合の 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、 写真管理基準(案)」は規定なし 出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 「2-3情報化~施工管 また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、 理」については、航空 品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 局「空港土木工事共通 2-4 写真の省略 仕様書」との整合。 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮 影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる 写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した簡所は、出来形管理写真の撮影を 省略するものとする。 2-5 撮影の仕様 写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、そ の指示した大きさとする。 2-6 留意事項 写真管理基準(案)の別表-3の適用について、以下の事項を留意するものとする。 (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により 追加、削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、 特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡 例図、構造図など) を工事写真帳に添付する。 (5) 写真管理基準(案)の別表—3に記載のない工種については監督職員と写真管理項目 を協議のうえ取扱いを定めるものとする。 3. 整理提出 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理 方法等は以下によるものとする。 (1) 撮影写真の原本 工事写真の原本とは、写真管理基準(案)の別表—3の「撮影頻度」に基づいて撮影

現行	改訂	摘要
写真管理基準	写真管理基準	
「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」は規定なし	「大写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容等がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。 (2) 工事写真帳 工事写真帳は、写真管理基準(案)の別表—3「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。	改訂 P2-125 北開局「道路・河川工事 仕機書」とのかまり、アイルのでは、アイル

現行	改訂	摘要
工程 撮影 区分 撮影 項目 推影 撮影 撮影 大意事項及び説明 上意事項及び説明 上述事項及び説明 上述事項及び説明 上述事項及び説明 上述事項及び説明 上述事項及び説明 上述事項及び説格 上述事項とは、品質管理基準及 近規格 上述事項を表示に指 上述事項を表示に指 上述事項を表示に指 上述事の確認 上述事項目に、出来形管理基準 上述事の確認 上述事の確認 上述事の確認 上述事の確認 上述事項目に、出来形管理基準 上述事の確認 上述事の確認 上述事項を表示を表示に指述する 上述事の確認 上述事項及び規格 上述事項及び規格 上述事項及び説明 上述事項及び記述 上述事項及の正述を表述 上述事項及の正述を表述 上述事項及の正述を表述を表述 上述事項及の正述を表述を表述 上述事項及の正述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述	文事管理基準 4. 土工 (3/4) 工 撮影	摘 要 改訂 P2-81 航空局「空港土木工 共通仕様書」との 次元データによる。 ※(情報化施よる。 管理の内容追加)。
「3次元計測技術」及び「TS・GNSS」 の場合の規定なし	(掘削後) うに撮影 うに撮影 「3次元計測 技術を用いた 出来形管理要 領(案)	
	出来形 巻出し厚 「TS・GN SSを用いた 盛土の締固め 管理要領」に おける「締固 エエ おける「締固 カー 図」を提出する場合は写真 不要。	

管理基準	写真管				改訂			摘要
	4	下理基準 -∴ ±エ (4/4						
		工工機影		撮 影	基	準	注意事項及び説	改訂 P2-82
		種区分		撮影箇所	撮影時期及び 方法	提 出 枚数	明	航空局「空港土木」 共通仕様書」との
3次元計測技術の場合の規定なし		出等ない。出版をは、出版をは、出版をは、出版をは、出版をは、出版をは、出版をは、出版をは、	幅 ※右のい ずれかで 撮影する		「技出領編術場場に 「技出領編術(合合) 「技出領編術(多信)では、 のを形案点面)は回後次を形案点面)真たを合管これ。 で表形案点面)は回後次を形案点面)真たを合管これ。 で、のす、代出 別た要工技のる事工 別た要工技のづにのす、代出	代表箇所各 1 枚	・出来映えの撮影・TS等の設置状況を出点を出まれる。サインのでは、アントの	会。 ※(情報化施工及び次元データによるが管理の内容追加)。
		出来形管理	完成	完成全景	完成時	各 1 枚	撮影項目は、出 来形管理基準及 び規格値 4. 「土 エ」による	

現行	_				改訂		摘要
写真管理基準	写真管理基準						
		コンクリー 撮 影	撮	撮	基準		
	種		影項目	影 撮影 箇所	撮影時期及び方法 提 出 枚 数	注意事項及び説明	改訂 P2-102
3次元計測技術の場合の規定なし		出来理 上層工 (調 (調 (調 (重の場			「3次元計測技術を用い 代表箇 た出来形管理要領(案) 舗装工事編 多点計測技 術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高 較差」を管理する合は 各層毎1工事に1回〔整 正後〕		航空局「空港土木」 共通仕様書」との整合。 ※ (情報化施工及 次元データによるが 管理の内容追加)。
	コンクリート舗装工	合)	幅		ただし、「3次元計測技 術を用いた出来形管理要 領(案)舗装工事編 多 点計測技術(面管理の場 合)」による場合は各層 毎1工事に1回(整正 後)		
	Ť	出来形 管理	完成	完 成 全景	完成時 各 1 枚	路床、路盤の厚さ、コンクリートの調装を ボンクリート及できる。 が判明できる。 が判影するは、出来形管理基準クリート 16.「コンリート舗 装工」による	
			<u> </u>				

T 接 形 区 タ 乗 形 項 日
出来形容積 出来形の積認 測定状況 測定所 瀬正東石 和北東 瀬正東石 本本 本本 本来形の積認 和東東 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東
管理 下層路 盤工 (家) 舗装工事編 多点 計測技術 (面管理の場合) により「厚さある いは標高較差」を管理 する場合と 「記念を配置する」には各層毎1エ 事に1回 「整正後」 「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 所各1 次元データによ管理の内容追加 「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領 所各1
(案)舗装工事編 多点 枚
3次元計測技術の場合の規定なし 計測技術 (面管理の場合)」による場合は各層 毎1 工事に 1回 (整正 後)

	16. アスファルト舗装工 (3/3) 2 2 2 2 2 2 2 2 2	現行				改訂			摘要
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	T 機影 機影 機影 機影 機影 機影 機影	写真管理基準							
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	本		16. アスファ	アルト舗装コ					-/ Do .105
3次元計測技術の場合の規定なし 本語 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	3次元計測技術の場合の規定なし		種区分	う 項目	影 撮影	撮影時期及び方法	枚 数	- 注意事項及び説明	航空局「空港土木工 共通仕様書」との整
出来形 管理 完成 完成 完成 全景 完成時 会景 各1枚 設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形 管理基準及び規格値 17. 「アスファルト舗	出来形 管理 完成 完成時 全景 各1枚 路床、路盤の厚さ、舗設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形管理基準及び規格値17.「アスファルト舗	3次元計測技術の場合の規定なし	管理・上層「盤工 (地) 調整 (面が 理合) アスファル	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		用いた出来形管理要 領(案)舗装工事的 写点計測技術(よよう)「厚さあるいは標 較差」を層毎1工事 「1回 「整正後」 「3次出来形管理 領(案)舗装工事編	所各 1 代 表 1		※(情報化施工及び 次元データによる施
17. 「アスファルト舗			出来			場合は各層毎1工事 に1回〔整正後〕	各 1 枚	設厚さが、判明できるように撮影する 撮影項目は、出来形	
								17.「アスファルト舗	

現 行 改 訂 摘 要 北海道開発局独自 北海道開発局独自 第1編 共通編 第1編 共通編 第1章 絵則 第1章 絵則 3. 建設副産物 (廃棄物) を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処 3. 建設副産物 (廃棄物) を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処 分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準の 分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準の ほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする(一般廃棄物を除く)。 ほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする(一般廃棄物を除く)。 4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計 4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計 画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成 画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成 図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書と 図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書と して実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第 18 条に基づく「発注者 して実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者 への報告」を兼ねるものとする。 への報告」を兼ねるものとする。 5. 建設副産物 (廃棄物) を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支 5. 建設副産物 (廃棄物) を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支 払うこと。 払うこと。 6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。 6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。 ※建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正 国土交通省) ※建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正 国土交通省) ※産業廃棄物の保管施設ガイドライン(平成13年4月改正 北海道環境生活部環 ※産業廃棄物の保管施設ガイドライン(平成 13 年 4 月改正 北海道環境生活部環 境局循環型社会推進課) ※建設リサイクルガイドライン(平成14年5月30日 国土交通省) 境局循環型社会推進課) 7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるも ※建設リサイクルガイドライン (平成 14 年 5 月 30 日 国土交通省) のとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。 7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるも 改訂 P3-25 のとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。 北開局「道路・河川工 8. 建設副産物の一時保管については、次のとおりである。なお、看板の設置にあたって 事仕様書」との整合 は、発注者及び空港管理者と協議の上、設置すること。 (新規追加)。 (1) 一時保管の看板 (建設発生土) ※青線部分について 建設副産物の一時保管場所 2.0 は、北開局「空港工事 建設副産物の一時保管について 管 目 的 2.0 仕様書」独自運用とし 建設副産物の種類 建設発生土 20 の規定なし て加筆。 20 保管の期間 令和年月日~ 会和 年 日 日 連絡先 20 一時保管の看板 (建設発生土) 1) 保管目的 一時保管は、平成(または令和)〇〇年度〇〇工事で発生した建設発生土を 令和△△年度施工予定の□□工事で(ドレーン材料、盛土材料、基礎材料、埋 戻し材料)に再利用するため下記の期間、保管するものです。 2) 責任者 本官契約は、開発建設部長(支出負担行為担当官)、分任官契約は、事務(業) 所長(分任官支出負担行為担当官)を記載する。 3) 連絡先

現。行	改 訂	摘 要
海道開発局独自	北海道開発局独自	
第1編 共通編	第1編 共通編	
第1章 総則	第1章 総則	
	〇〇事務(業)所 主任監督員 〇〇 〇〇 電話〇〇一〇〇一〇〇〇	改訂 P3-26
	※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有す	北開局「道路・河川
	るものであること。	事仕様書」との整合
	(2) 一時保管の看板(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、抜根物、	(新規追加)。
	汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に工事受注者が一時保管する場合)	
建設副産物の一時保管について	(北海道環境生活部、産業廃棄物の保管施設*/ドライン5-7表示より) 施設の名称 保管する産業廃棄物の名称	
	**	
の規定なし	保管施設がイゲラル第4-2による。 保管数量の上限 *	
	工事現場外は保管施設が7h*7n/9第4-1による。 120cm以上	
	※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有す	
	るものであること。	
	※保管高さの上限、保管数量の上限については、「産業廃棄物の保管施設ガイドラ	
	イン」(北海道環境生活部)を参考にすること。	
		1

次ページより、

令和3年度 北開局「空港工事仕様書」の

【第1編共通編 第1章総則 1-1-1-2 用語の定義】における改訂箇所と以下の関連工事仕様書との対比表となる。

- 〇関連工事仕様書
 - •令和3年度 航空局「空港土木工事共通仕様書」
 - •令和3年度 北開局「道路•河川工事仕様書」

令和3年度 航空局「空港土木工事共通仕様書」

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-2 用語の定義

び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験の実施(重要なものは除く。)を行い設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任現場監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

- 5)「契約図書」とは、契約書及び設計図書を総称していう。
- 6)「**設計図書**」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場 説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、工事数量総括表は特記仕 様書の一部、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、それぞれ設計図書に含ま れるものとする。
- 7)「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)
- 8)「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、 施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したものの うち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 9)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に 固有の技術的要求を求める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注 者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に 含まれる。
- 10)「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書面をいう。
- 11)「**入札説明書**」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入 札手続き等を説明するために公表した**書面**をいう。
- 12)「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 13)「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 14)「**工事数量総括表**」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 15)「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上 必要な事項を書面をもって示し、実施させることをいう。
- 16)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と受注者が書面により同意することをいう。
- 17)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と 受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

令和3年度 北海道開発局「空港工事仕様書」

摘 要

第1編 共通編 第1章 総則

1-1-1-2 用語の定義

あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書

特記仕様書とは、<u>工事仕様書</u>を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有 の技術的要求を定める図書をいう。

10. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件 等を説明するための書類をいう。

12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された 設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監 督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

14. 公示用設計書

公示用設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 5. 拘示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

16. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

17. 協計

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注 者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる 書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知

改訂 P 1-3

湾・漁港との構並びを

図るため、今回の北開

局「空港丁事什様書」

の改訂においては、追

記しないこととした。

北開局「道路・河川工

空港工事仕様書 令和3年度 北開局「道路・河川工事仕様書」 令和3年度 北海道開発局「空港工事仕様書」 摘 要 第1編 共通編 第1章 総則 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-2 用語の定義 1-1-1-2 用語の定義 工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。 工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。 44. 工事着手 44. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設 置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事 における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

45. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

46. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

47. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

48. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものを いう。

49. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に 指定される場所をいう。

51. SI

SIとは、国際単位系をいう。

52. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有 権は発注者に帰属する。

53. JIS規格

JIS規格とは、日本産業規格をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若し くは電子データを貸与することができる。ただし、工事仕様書等公開されているもの については、受注者が備えなければならない。

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設 置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事 における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

45. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

46. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

47. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

48. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものを いう。

49. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に 指定される場所をいう。

51. SI

SIとは、国際単位系をいう。

52. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有 権は発注者に帰属する。

53. JIS規格

JIS規格とは、日本産業規格をいう。

54. JEAAS規格

JEAAS規格とは、日本アスファルト乳剤協会規格をいう。

55. ISO規格

ISO規格とは、「工業製品」と「マネジメント」の国際規格をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若し くは電子データを貸与することができる。ただし、工事仕様書等公開されているもの については、受注者が備えなければならない。

改訂 P 1-6

航空局「空港土木工事 共涌仕様書」との整合 (新規追加)。 ※ページ左側の北開局 「道路・河川工事仕様 書」では、「1-1-1-2.用語説明」におい て、「JEAAS規格」と 「ISO規格」の記載が されていないが、航空 局「空港土木工事共通 仕様書」との整合のた め、今回の北開局「空 港工事仕様書」の改訂 において、新規追記す ることとした。